

令和3年4月13日

保護者の皆様

小平市立小平第一小学校
校長 村松 守夫

令和3年度給食費について（お知らせ）

日頃より、小平第一小学校の教育活動ならびに学校給食事業についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和3年度の給食費の徴収を以下のとおりとさせていただきます。内容をご確認の上、給食費の引落としについてご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

1 令和3年度の給食費

低学年	月額	4,100円	※1年生のみ4月分の給食費は、3,392円となります。
	単価	236円	
中学年	月額	4,340円	
	単価	250円	
高学年	月額	4,600円	
	単価	265円	

※1年生は4月の給食実施回数が3回少ないため、4月分の給食費が3回分少なくなります。

2 引き落とし日

ご指定の口座から毎月7日に引き落とします（休日の場合は翌営業日）。

4月、8月、3月の引き落としはありません。

4月分は5月、3月分は2月に、それぞれ2か月分をまとめて引き落とします。

引き落とし手数料「各月10円」は、保護者様負担となります。口座残高にご注意ください。

第一回目の引き落としは、5月7日（金）です。2か月分の給食費が引き落とされます。

裏面へ

【5月の引き落とし額】

5月7日（金）は、2か月分（4・5月分）が引き落とされます。口座残額をご確認ください。

1年生……………7, 492円+手数料10円

2年生……………8, 200円+手数料10円

3・4年生…8, 680円+手数料10円

5・6年生…9, 200円+手数料10円

※2月も2か月分（2・3月分）（1年生は2年生と同額）が引き落とされます。

口座残高にご注意ください。

5 督促

残高不足等で引き落としができなかった場合、未納のお知らせを児童に渡します。翌月の引き落とし日に一緒に引き落としますので、不足月数分の給食費（各月手数料10円含む）も合わせて入金してください。また、年度末になっても滞納している場合には、期日を指定し現金を持参していただきます。給食費は、全て給食の食材費に充てられます。光熱費、人件費等は公費で運営しています。給食費の滞納は給食食材の購入に影響を与えますので、未納にならないよう、ご協力をお願いいたします。

6 返金

以下の通り、場合によって算出方法が異なります。原則的には、次の月の請求金額を減額するという方法で返金します。食物アレルギー関係については、年度末に返金します。

転出入の場合は、喫食回数と徴収額を比較し、その差額を追加徴収または減額となります。減額できない場合は、引き落としの有無を確認し、登録口座に振り込みます。その場合の手数料（66円）は保護者様負担となりますのでご了承ください。

○学校行事…あらかじめ校長が給食の中止を認めた場合、その回数分を返金します。

○欠席…保護者様からのお申し出により給食停止の届け出があった場合、返金対象になります。

届け出日の翌日から連続して4食以上欠食した場合、4給食目を初日として、中止した回数分を返金します。

○学級閉鎖…学級閉鎖の2日目から、給食を中止した回数分を返金します。

○食物アレルギー…年間を通して飲用乳を不食とする場合に、その費用に当たる分を返金します。

同月内に累計4食以上の欠食が生じた場合に、1食単価×欠食となった回数分を返金します。